確　認　書

（農業振興地域内で分譲住宅を目的とする農振除外申請用）

◎農業振興地域内の農地では、宅地分譲（更地分譲）を目的とした除外ができないこと（建築条件付宅地分譲を除く）。

◎転用事業者が建築主として住宅を建築すること。

◎農振除外後は、速やかに農地転用許可申請を提出すること。

◎農地転用許可条件違反などが発覚した場合は、許可の取り消し、その他の条件の変更、又は、工事その他の行為の停止を命ぜられることがあること。

上記事項を確認の上、申請をします。

美濃加茂市長宛

（転用事業者）　住所

　　　　　　　　氏名

（土地の表示）

美濃加茂市

地目　 　 面積　　　　　㎡